

重要：株式会社 MetaMoJi（以下「弊社」といいます）は、弊社の法人向けソフトウェア製品（以下、「本製品」といいます）のお客様による使用に関し、以下の通り使用許諾契約（以下、「本契約」といいます）を定めます。お客様は本契約の内容に同意の上で、本製品の使用を開始するものとします。お客様が本製品の使用を開始した時点で本契約が成立します。お客様が本契約に定める使用条件に同意できない場合、お客様は本製品を使用することはできません。

本製品は、法人または営利団体が使用することを目的としたソフトウェア製品であり、本契約書に定める使用条件は法人のお客様にのみ適用されます。個人のお客様は、本製品を使用することはできません。

---

## 使用許諾契約書

本契約は、お客様による本製品の使用に関して、お客様と弊社との間で締結される契約です。本製品は本契約に基づきお客様に使用許諾されるものであって、お客様に販売されるものではありません。なお、本製品に関し、弊社もしくは第三者が別途定める特約、使用条件等は、本契約の一部を構成します。

### 第1条 使用許諾

1. 弊社はお客様に対し、お客様が購入済みの有効なライセンス数を上限として、本製品に含まれるソフトウェア（以下、「許諾ソフトウェア」といいます）をお客様のみが使用するコンピュータにおいて、お客様ご自身が使用することを許諾します。ただし、特定のライセンスにおいては、お客様により許諾ソフトウェアのライセンスが適正に管理されていることならびにお客様がかかる特定のライセンスに付された使用資格を遵守することを条件として、お客様の管理のもとにおいて、第三者が使用するコンピュータにおいても、当該第三者が許諾ソフトウェアを使用することができます。
2. 弊社はお客様に対し、お客様が購入済みの有効な利用条件を限度として、お客様に所属する個人のうち許諾ソフトウェアの使用を許諾された個人が、許諾ソフトウェアを使用する目的で、許諾ソフトウェアにおいて付加的に提供されるオンラインサービス（以下、「許諾サービス」といいます）を使用する権利を許諾します。
3. 本製品には、複数の許諾ソフトウェア、許諾サービス、その他の画像、動画等のデジタルコンテンツ、および電子的なドキュメントが含まれています。また、弊社および弊社のライセンサーまたはパートナーが別途追加的に提供するアップデートプログラムおよびオプションソフトウェア等のソフトウェアならびにコンテンツは、特段の記載がない限り、許諾ソフトウェアとして本製品の一部を構成します。

4. 本製品の著作権その他の知的財産に関する権利は、全て弊社および弊社のライセンサーまたはパートナーに帰属します。
5. お客様は、許諾ソフトウェアを使用するために必要なライセンスを、弊社所定の手続きにより購入するものとします。
6. 許諾ソフトウェアの特定のライセンスには、個別に別途利用資格が定められている場合があります。お客様がかかる特定のライセンスに基づき許諾ソフトウェアを使用する場合には、当該利用資格を遵守するものとし、当該利用資格を超えて許諾ソフトウェアを使用することはできないものとします。

## 第2条 使用条件

1. 弊社は、本製品を構成する許諾ソフトウェアごとおよび許諾サービスごとに使用条件を別途定めます。お客様は許諾ソフトウェアの複製（インストール）および使用ならびに許諾サービスの使用に関してかかる条件も遵守するものとします。
2. お客様は、本契約で許諾される場合を除き、本製品の一部または全部について以下の行為を行ってはなりません。
  - (1) 本契約で許諾される範囲を超えて、本製品を複製すること。
  - (2) 本製品をリバースエンジニアリング、デコンパイル等により解析する行為を行うこと。
  - (3) 本製品を改変すること、本製品の二次的著作物を作成すること、または本製品のソフトウェアを他のソフトウェアと結合すること。
  - (4) 本製品貸与、譲渡、レンタル、疑似レンタル行為、中古品取引すること。
  - (5) 本製品を再配布・再使用許諾・公衆送信（送信可能化を含みます）すること。
  - (6) 本製品に含まれる弊社および弊社のライセンサーまたはパートナーの権利表示等を削除、変更等を行うこと。
  - (7) 本製品を第三者に使用させること、または本製品をお客様のサービスに組み込むこと。
  - (8) 本製品の技術的な制限を解除・無効化する行為、およびかかる行為の方法の公開、又は前記方法を用いて本製品を複製、翻案、使用すること。
3. 弊社は、弊社独自の判断に基づき許諾ソフトウェアの更新版を提供することがあります。かかる更新版の許諾ソフトウェアにおいても本契約が適用されます。お客様は本契約に基づきかかる更新版を使用するものとします。なお、お客様が許諾ソフトウェアの更新版を複製（インストール）する場合には、お客様は許諾ソフトウェアに提供される有効なライセンスを継続するものとします。
4. 本製品では、許諾ソフトウェアまたは許諾サービスにおいて、お客様の指定するデータならびに第三者が提供するソフトウェアまたはサービス（以下、「外部サービス等」といいます）との連携を行なう機能（以下、「外部連携機能」といいます）を提供する場

合があります。この場合、お客様は、お客様自身の責任において外部サービス等を使用するとともに、外部連携機能による連携を行なうものとします。弊社による外部連携機能の提供は、特定の許諾ソフトウェアまたは許諾サービスがお客様が指定する任意の外部サービス等との連携に関して、何ら保証を行うものではありません。また、弊社は、お客様の承諾なく外部連携機能の仕様の変更を行なうことがあり、お客様はこれに同意するものとします。

5. 許諾サービスは本製品の一部を構成するものであり、お客様は許諾サービスを本契約に定める条件に基づき使用するものとします。
6. 前項に定める許諾サービスにおいて、弊社のサービス用施設へのアクセスが著しく増加し、弊社のサービス用施設に過度の負荷を与えている場合もしくはそのおそれのある場合は、許諾サービスを安定的に運営するために必要とされる限りにおいて、弊社のサービス用施設へのアクセスを制限したり、許諾サービスの利用の一時停止および適当な措置を請求したりすることができるものとします。
7. サービス用施設の保守、不可抗力、その他弊社が合理的な理由により必要と判断した場合には、弊社は、お客様に事前の通知を行うことなく許諾サービスならびに許諾ソフトウェアおよび許諾サービスにより提供される機能の全部または一部を中断することができるものとします。なお、弊社は、かかる中断を行うことに関し、いかなる責任も負わないものとします。
8. お客様は、本製品に関する管理者を任命し、本契約の内容に基づく適切な管理、運用を図るものとします。

### 第3条（アカウントとその管理）

1. 本製品には、利用するにあたり ID およびパスワード等の認証情報（以下、あわせて「アカウント」といいます）が必要な場合があります。お客様は、アカウントを自らの責任において管理し、使用するものとし、一切の責任を負うものとします。
2. お客様のアカウントが第三者に使用された場合であっても、会員による本サービスの利用がなされたものと見なされます。弊社は、アカウントが第三者に使用されたことにより生じた損害等について、いかなる責任も負わないものとします。

### 第4条 アプリケーションストア

弊社は、第三者が運営および提供するアプリケーションストアを通じて、本製品、許諾ソフトウェア、許諾ソフトウェアの更新版、その他追加的なソフトウェアやコンテンツを提供します。お客様は、本製品、許諾ソフトウェア、許諾ソフトウェアの更新版、その他追加的なソフトウェアやコンテンツの購入、ダウンロード、使用に関して、かかるアプリケーションストアの定める使用条件も遵守するものとします。

## 第5条 料金

お客様は、本製品について弊社が別途定めるライセンス料金その他の料金を、弊社が別途定める方法に従って支払うものとします。弊社は、理由のいかんにかかわらず、お客様から弊社に対して支払われた一切のライセンス料金その他の料金について返金を行わないものとします。

## 第6条 第三者のソフトウェア

弊社が第三者から使用許諾を得て本製品に組み込まれまた組み合わされているソフトウェアやコンテンツのうち、本契約以外に別途使用条件等が定められているものについては、お客様は当該使用条件に従うものとします。

## 第7条 保証の限度

本製品ならびに許諾ソフトウェアおよび許諾サービスは現状有姿で提供されます。弊社、弊社のライセンサーおよびパートナーは、本製品ならびに許諾ソフトウェアおよび許諾サービスの品質および機能がお客様の使用目的に適合すること、完全性や可用性、不具合が存在しないこと、不具合が修補されること、第三者の権利を侵害していないことを含め一切の保証を行いません。お客様による本製品ならびに許諾ソフトウェアおよび許諾サービスの導入および使用は、全てお客様の自身の責任で行うものとします。

## 第8条 責任の制限

弊社、弊社のライセンサーおよびパートナーは、法律上の請求の原因を問わず、本製品ならびに許諾ソフトウェアおよび許諾サービスの使用または使用不能から生ずる一切の派生的財産的損害および精神的損害、ならびに直接的または間接的な営業上の損害について、責任を負わないものとします。いかなる場合も、本契約に基づく弊社、弊社のライセンサーおよびパートナーの責任は、お客様が、損害が発生した時点において有効な本製品のライセンスに関して弊社、弊社のライセンサーおよびパートナーに対して実際に支払った購入金額のうち年額相当分を上限とします。

## 第9条 輸出規制

お客様は、本製品の使用にあたり、輸出規制関連法を含む法令を遵守するものとします。

## 第10条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、お客様が本製品のライセンスを購入した時点または追加でライセンスを購入した時点からお客様が購入された本製品のライセンスごとに設定されている期間とします。ただし、お客様は、別途弊社が定める手続きに従い期間満了日までにライセンス料金を追加で支払うことによって、本製品のライセンスの有効期間を延長

することができるものとし、以後も同様とします。

2. お客様が本契約の何れかの条項に違反したとき、弊社は本契約を解除しお客様の本製品の使用を終了させることができます。
3. 本契約が終了した場合、お客様は速やかに自己の負担で本製品を返却または破棄するものとし、以後も同様とします。

#### 第11条 譲渡

1. お客様は、本契約に基づくお客様の権利を第三者に対して譲渡することはできません。
2. 弊社は、本契約に基づく弊社の権利の一部または全部を、お客様による同意なしに第三者に対して譲渡することができるものとし、以後も同様とします。

#### 第12条 準拠法

本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

#### 第13条 一般条項

1. 法令、裁判の判決等により本契約の一部が無効とされた場合であっても、かかる無効の部分を除く本契約に関しては有効に存続します。
2. 弊社は、本製品における許諾ソフトウェアおよび許諾サービスの追加および変更ならびに許諾ソフトウェアおよび許諾サービスの提供条件の変更等の事情により、お客様の承諾を得ることなく、本契約および特約、使用条件等の追加、変更、削除を行うことができるものとし、以後も同様とします。この場合、弊社は、弊社が適当と判断する合理的な方法により、適宜告知するものとし、以後も同様とします。

---

### 各許諾ソフトウェアおよび許諾サービスご使用条件

#### 「7notes Pad+WC」ご使用条件

1. お客様は、お客様が購入済みの「7notes Pad+WC」のライセンス数の合計数を上限として、お客様が特定するコンピュータに複製(インストール)して使用することができます。
2. お客様に所属する特定の個人が複数のコンピュータを管理している場合には、同一の個人が使用する場合であっても、「7notes Pad+WC」を複製(インストール)して使用するコンピュータの台数に応じたライセンスが必要です。
3. お客様が1つの「7notes Pad+WC」のライセンスに基づき1台のコンピュータにのみ複

製（インストール）されている場合には、本製品の使用許諾契約書第2条第2項に違反しない範囲で、当該コンピュータに複製（インストール）された「7notes Pad+WC」を複数人で使用することができます。

4. お客様は、「7notes Pad+WC」を使用して作成した文書およびデータ等ならびに許諾サービスによりお客様が保存する文書およびデータ等の運用および管理を、お客様自身の責任に基づいて行うものとします。

#### 「MetaMoJi Note for Business」ご使用条件

1. お客様は、お客様が購入済みの「MetaMoJi Note for Business」のライセンス数の合計数を上限として、お客様が特定するコンピュータに複製（インストール）して使用することができます。
2. お客様に所属する特定の個人が複数のコンピュータを管理し、当該個人のみが当該コンピュータを使用する場合には、1つの「MetaMoJi Note for Business」のライセンスに基づき、当該個人が管理する複数のコンピュータに複製（インストール）して使用することができます。
3. お客様に所属する特定の個人が複数のコンピュータを管理している場合であっても、当該個人以外の個人が当該コンピュータを使用する場合には、当該コンピュータの台数に応じたライセンスが必要です。
4. お客様が1つの「MetaMoJi Note for Business」のライセンスに基づき1台のコンピュータにのみ複製（インストール）されている場合には、本製品の使用許諾契約書第2条第2項に違反しない範囲で、当該コンピュータに複製（インストール）された「MetaMoJi Note for Business」を複数人で使用することができます。
5. お客様は、「MetaMoJi Note for Business」を使用して作成した文書およびデータ等ならびに許諾サービスによりお客様が保存する文書およびデータ等の運用および管理を、お客様自身の責任に基づいて行うものとします。

#### 「MetaMoJi Share for Business」クライアント用ソフトウェアご使用条件

1. お客様は、お客様が購入済みの「MetaMoJi Share for Business」クライアント用ソフトウェアのライセンス数の合計数を上限として、お客様が特定するコンピュータにおいて使用することができます。
2. お客様に所属する特定の個人が複数のコンピュータを管理し、当該個人のみが当該コンピュータを使用する場合には、1つの「MetaMoJi Share for Business」クライアント用ソフトウェアのライセンスに基づき、当該個人が管理する複数のコンピュータにおいて使用することができます。
3. お客様に所属する特定の個人が複数のコンピュータを管理している場合であっても、当該個人以外の個人が当該コンピュータを使用する場合には、当該コンピュータの台数

に応じたライセンスが必要です。

4. お客様が1つの「MetaMoJi Share for Business」のライセンスに基づき1台のコンピュータにのみ複製（インストール）されている場合には、本製品の使用許諾契約書第2条第2項に違反しない範囲で、当該コンピュータにおいて「MetaMoJi Share for Business」を複数人で使用することができます。
5. お客様は、「MetaMoJi Share for Business」を使用して作成した文書およびデータ等ならびに許諾サービスによりお客様が保存する文書およびデータ等の運用および管理を、お客様自身の責任に基づいて行うものとします。
6. 「MetaMoJi Share for Business」は、お客様の特定の文書データ等（以下、「共有文書」といいます）を、お客様が指定する第三者と共有する機能を有しています。お客様は、かかる共有機能の使用および共有文書の運用および管理に関しても、お客様自身の責任に基づいて行うものとします。また、共有機能は、お客様のコンピュータの使用状況、ネットワーク回線その他の事情により正常に動作しないことがあります。弊社は、共有機能によって当該第三者と共有文書が共有できることに関しいかなる保証も行いません。
7. 共有文書が以下の各号のいずれかに該当する場合には、弊社は、当該共有文書の内容の検閲、確認および第三者への開示を行い、またはお客様による共有文書の共有を停止し、共有文書を弊社サービスのサーバーより削除する場合があります。
  - (1) お客様または公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合。
  - (2) 法令に基づく開示請求があった場合。
  - (3) お客様の共有文書が公序良俗に反する場合または第三者の権利を侵害している場合。
  - (4) お客様の共有文書が詐欺等の犯罪に結びつく場合。
  - (5) お客様の行為が本製品の使用許諾契約書第2条第2項各号に定める禁止事項に該当する場合。
  - (6) 前各号に該当するおそれがあると弊社が判断した場合。
8. 弊社は、共有文書の種類（ファイル形式等）、アクセス状況、付加情報、容量・個数等の統計的な情報を、個人を特定しない形で取得し、「MetaMoJi Share for Business」の改善や向上のために用いることがあります。

#### 「管理ツール」ご使用条件

1. お客様は、お客様ご自身が任命する管理者に限り、「管理ツール」を使用することができます。
2. 「管理ツール」の管理および運用は、お客様自身の責任において行うものとします。

## 「MetaMoJi クラウド」 ご使用条件

1. 「MetaMoJi クラウド」は、許諾ソフトウェアの機能を実現するために、許諾ソフトウェアのデータファイルを保存する目的で提供されるサービスです。お客様は、許諾ソフトウェアの機能を利用する目的において、「MetaMoJi クラウド」を使用することができます。
2. お客様は、お客様が購入済みの有効なデータのストレージを限度として、「MetaMoJi クラウド」を使用することができます。
3. お客様は、お客様が使用するストレージの容量に応じて必要となる「MetaMoJi クラウド」のストレージを購入するものとします。
4. 「MetaMoJi クラウド」では、お客様が行った設定に基づき、許諾ソフトウェアに保存されているお客様のデータと、お客様が弊社指定のストレージに保存した許諾ソフトウェアの保存データとを自動的に同期することができる機能を有しています。お客様は自己の責任において同期の設定を行うものとします。弊社は、「MetaMoJi クラウド」においてお客様の意図しない同期が行われ、お客様のデータの一部または全部が消失した場合であっても、いかなる責任も負わないものとします。
5. 「MetaMoJi クラウド」においてお客様がサービス用のお客様ごとの専用のストレージに蓄積した電子データ（以下、「保管データ」といいます）の維持、管理は、お客様ご自身の責任および費用で行うものとします。
6. お客様は、「MetaMoJi クラウド」の利用条件を変更する場合、または「MetaMoJi クラウド」の利用を終了する場合には、事前に自己の責任にて必要に応じてバックアップ等の措置を行った上で「MetaMoJi クラウド」の利用条件および利用終了の手続きを行うものとし、弊社はお客様による利用条件の変更および利用の終了に関していかなる責任も負わないものとします。
7. 弊社は、「MetaMoJi クラウド」が弊社所定の仕様に従って継続的に運用されるように合理的な努力を行うとともに、「MetaMoJi クラウド」の運用および提供に関して保管データの破損、消失、変質、コンピューターウイルスへの感染、漏洩等の問題や事故（以下、「事故等」といいます）が発生することのないよう合理的な努力を行いますが、これにより事故等が完全に防止されることを保証するものではありません。
8. 弊社は、保管データの内容については一切責任を負いません。保管データが第三者の権利を侵害していた場合には、お客様自らの責任および費用でこれを解決するものとします。
9. 弊社は、保管データの種類（ファイル形式等）、アクセス状況、付加情報、容量・個数等の統計的な情報を、個人を特定しない形で取得し、「MetaMoJi クラウド」の改善や向上のために用いることがあります。
10. 「MetaMoJi クラウド」の利用が終了した場合、弊社は、お客様のストレージに残存する保管データを、お客様の事前の同意なしに削除することができるものとします。



11. 弊社は、お客様による「MetaMoJi クラウド」の利用期間中において、お客様の許可を得ることなく、保管データの閲覧および第三者への開示を一切行わないものとします。ただし、法令に基づく開示命令があった場合には、法令に基づく開示の範囲内で、保管データを閲覧し、またはこれを第三者に開示できるものとします。
12. 本ご使用条件に基づく保管データの削除、アクセス制限、弊社による閲覧、第三者への開示等により損害が生じた場合であっても、弊社はその責任を負いません。

#### 「mazec オプション」ご使用条件

お客様は、お客様が購入済みの「mazec オプション」のライセンス数の合計数を上限として、「MetaMoJi Note for Business」または「MetaMoJi Share for Business」クライアント用ソフトウェアが導入（インストール）済みのお客様が特定するコンピュータにおいて、複製（インストール）して使用することができます。「MetaMoJi Note for Business」または「MetaMoJi Share for Business」クライアント用ソフトウェアが導入（インストール）されていないコンピュータには「mazec オプション」を導入（インストール）することはできません。

#### 「MetaMoJi Note 企業版」ご使用条件

1. お客様は、お客様が購入済みの「MetaMoJi Note 企業版」のライセンス数の合計数を上限として、お客様が特定するコンピュータに複製（インストール）して使用することができます。
2. お客様に所属する特定の個人が複数のコンピュータを管理している場合には、同一の個人が使用する場合であっても、「MetaMoJi Note 企業版」を複製（インストール）して使用するコンピュータの台数に応じたライセンスが必要です。
3. お客様が1つの「MetaMoJi Note 企業版」のライセンスに基づき1台のコンピュータにのみ複製（インストール）されている場合には、本製品の使用許諾契約書第2条第2項に違反しない範囲で、当該コンピュータに複製（インストール）された「MetaMoJi Note 企業版」を複数人で使用することができます。
4. お客様は、「MetaMoJi Note 企業版」を使用して作成した文書およびデータ等ならびに許諾サービスによりお客様が保存する文書およびデータ等の運用および管理を、お客様自身の責任に基づいて行うものとします。

#### 「MetaMoJi Note ライセンス版」ご使用条件

1. お客様は、お客様が購入済みの「MetaMoJi Note ライセンス版」のライセンス数の合計数を上限として、お客様が特定するコンピュータに複製（インストール）して使用することができます。
2. お客様に所属する特定の個人が複数のコンピュータを管理している場合には、同一の個

人が使用する場合であっても、「MetaMoJi Note ライセンス版」を複製(インストール)して使用するコンピュータの台数に応じたライセンスが必要です。

3. お客様が1つの「MetaMoJi Note ライセンス版」のライセンスに基づき1台のコンピュータにのみ複製(インストール)されている場合には、本製品の使用許諾契約書第2条第2項に違反しない範囲で、当該コンピュータに複製(インストール)された「MetaMoJi Note 企業版」を複数人で使用することができます。
4. お客様は、「MetaMoJi Note ライセンス版」を使用して作成した文書およびデータ等ならびに許諾サービスによりお客様が保存する文書およびデータ等の運用および管理を、お客様自身の責任に基づいて行うものとします。
5. 「MetaMoJi Note ライセンス版」においては、弊社が個人の利用者向けに提供しているサービス「MetaMoJi ゴールドサービス」を購入し、利用することができます。この場合、お客様は、弊社が別途提示する手順に従って「MetaMoJi ゴールドサービス」の利用申込手続を行うものとします。また、お客様が「MetaMoJi Note ライセンス版」において「MetaMoJi ゴールドサービス」を購入し、利用する場合、「MetaMoJi ゴールドサービス」に適用される「MetaMoJiID およびサービス利用規約」は、法人または営利団体であるお客様自身に適用されます。

「mazec for Business」／「Medical mazec for Business」／「建設 mazec」ご使用条件

1. お客様は、お客様が購入済みの「mazec for Business」、「Medical mazec for Business」、または「建設 mazec」のいずれかのソフトウェア(以下、「mazec」といいます)のライセンス数を上限として、「mazec for Business」、「Medical mazec for Business」、または「建設 mazec」のいずれかのソフトウェア(以下、「mazec 製品」といいます)お客様が特定するコンピュータに、複製(インストール)して使用することができます。
2. お客様に所属する特定の個人が複数のコンピュータを管理している場合には、同一の個人が使用する場合であっても、mazec 製品を複製(インストール)して使用するコンピュータの台数に応じたライセンスが必要です。
3. お客様が購入済みの1つのライセンスに基づき、mazec 製品が1台のコンピュータにのみ複製(インストール)されている場合には、本製品の使用許諾契約書第2条第2項に違反しない範囲で、当該コンピュータに複製(インストール)された mazec 製品を複数人で使用することができます。
4. お客様は、mazec 製品を使用して作成した文書およびデータ等ならびに許諾サービスによりお客様が保存する文書およびデータ等の運用および管理を、お客様自身の責任に基づいて行うものとします。

## 「eYACHO for Business」 ご使用条件

1. お客様は、お客様が購入済みの「eYACHO for Business」のライセンス数の合計数を上限として、お客様が特定するコンピュータに複製(インストール)して使用することができます。
2. お客様に所属する特定の個人が複数のコンピュータを管理し、当該個人のみが当該コンピュータを使用する場合には、1つの「eYACHO for Business」のライセンスに基づき、当該個人が管理する複数のコンピュータに複製(インストール)して使用することができます。
3. お客様に所属する特定の個人が複数のコンピュータを管理している場合であっても、当該個人以外の個人が当該コンピュータを使用する場合には、当該コンピュータの台数に応じたライセンスが必要です。
4. お客様が1つの「eYACHO for Business」のライセンスに基づき1台のコンピュータにのみ複製(インストール)されている場合には、本製品の使用許諾契約書第2条第2項に違反しない範囲で、当該コンピュータに複製(インストール)された「eYACHO for Business」を複数人で使用することができます。
5. お客様は、第1項に基づき許諾される範囲においては、お客様自身が「eYACHO for Business」のライセンスの管理を行なうことを条件として、お客様に所属しない第三者に対して、「eYACHO for Business」を使用させることができます。
6. お客様は、「eYACHO for Business」の機能を利用して、「eYACHO for Business」における特定のファイルを、一時的にお客様の管理するライセンスを保有していない第三者と共有することができます。なお、かかる一時的なファイルの共有機能は、かかる第三者に対して「eYACHO for Business」のお客様が保有するライセンスが付与されるものではありません。お客様は、お客様自身の責任においてファイルにおける共有範囲の設定を行なうものとします。
7. 「eYACHO for Business」におけるライセンスのうち「限定ユーザライセンス」では、お客様に所属する役職員や業務従事者等には、「限定ユーザライセンス」に基づいて「eYACHO for Business」を使用する資格は与えられません。お客様は、「限定ユーザライセンス」に基づいて、お客様に所属する役職員、業務従事者等に「eYACHO for Business」を使用させてはならないものとします。
8. お客様は、「eYACHO for Business」を使用して作成した文書およびデータ等ならびに許諾サービスによりお客様が保存する文書およびデータ等の運用および管理を、お客様自身の責任に基づいて行うものとします。
9. 「eYACHO for Business」は、お客様の特定の文書データ等(以下、「共有文書」といいます)を、お客様が指定する第三者と共有する機能を有しています。お客様は、かかる共有機能の使用および共有文書の運用および管理に関しても、お客様自身の責任に基づいて行うものとします。また、共有機能は、お客様のコンピュータの使用状況、ネッ

トワーク回線その他の事情により正常に動作しないことがあります。弊社は、共有機能によって当該第三者と共有文書が共有できることに関しいかなる保証も行いません。

10. 共有文書が以下の各号のいずれかに該当する場合には、弊社は、当該共有文書の内容の検閲、確認および第三者への開示を行い、またはお客様による共有文書の共有を停止し、共有文書を弊社サービスのサーバーより削除する場合があります。
  - (1) お客様または公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合。
  - (2) 法令に基づく開示請求があった場合。
  - (3) お客様の共有文書が公序良俗に反する場合または第三者の権利を侵害している場合。
  - (4) お客様の共有文書が詐欺等の犯罪に結びつく場合。
  - (5) お客様の行為が本製品の使用許諾契約書第2条第2項各号に定める禁止事項に該当する場合。
  - (6) 前各号に該当するおそれがあると弊社が判断した場合。
11. 「eYACHO for Business」では、「eYACHO for Business」改善のため、お客様が「eYACHO for Business」の操作したログ情報を収集し、弊社指定のサーバーへ送信しています。なお、かかる情報収集はお客様の個人情報収集するものではありません。弊社はかかる情報を「eYACHO for Business」を改善する目的でのみ使用するものとします。

#### 「eYACHO for Business オプション製品」 ご使用条件

1. お客様は、お客様が購入済みのそれぞれの「eYACHO for Business オプション製品」におけるライセンス数を上限として、「eYACHO for Business」を使用することができます。特定の個人にライセンスが割り当てられる「eYACHO for Business オプション製品」については、「eYACHO for Business」が導入（インストール）されているコンピュータにおいてのみ使用することができますが、「eYACHO for Business」が導入（インストール）されていないコンピュータにおいて「eYACHO for Business オプション製品」を使用することはできません。
2. 「開発ツールオプション」では、お客様は、お客様による特定の用途に合わせて「eYACHO for Business」で使用することができるフォームやデータ活用をする機能をパッケージ化し、提供することができます。お客様は、「開発ツールオプション」により作成したパッケージを、お客様自身の責任において利用、提供、運用および管理するものとします。

#### 「GEMBA Note for Business」 ご使用条件

1. お客様は、お客様が購入済みの「GEMBA Note for Business」のライセンス数の合計数を上限として、お客様が特定するコンピュータに複製（インストール）して使用するこ

とができます。

2. お客様に所属する特定の個人が複数のコンピュータを管理し、当該個人のみが当該コンピュータを使用する場合には、1つの「GEMBA Note for Business」のライセンスに基づき、当該個人が管理する複数のコンピュータに複製(インストール)して使用することができます。
3. お客様に所属する特定の個人が複数のコンピュータを管理している場合であっても、当該個人以外の個人が当該コンピュータを使用する場合には、当該コンピュータの台数に応じたライセンスが必要です。
4. お客様は、「GEMBA Note for Business」を使用して作成した文書およびデータ等ならびに許諾サービスによりお客様が保存する文書およびデータ等の運用および管理を、お客様自身の責任に基づいて行うものとします。
5. 弊社は、「GEMBA Note for Business」において、お客様の特定の文書データ等(以下、「共有文書」といいます)を、お客様が指定する第三者と共有する機能を提供する場合があります。お客様は、かかる共有機能の使用および共有文書の運用および管理に関しても、お客様自身の責任に基づいて行うものとします。また、共有機能は、お客様のコンピュータの使用状況、ネットワーク回線その他の事情により正常に動作しないことがあります。弊社は、共有機能によって当該第三者と共有文書が共有できることに関し、いかなる保証も行いません。
6. 共有文書が以下の各号のいずれかに該当する場合には、弊社は、当該共有文書の内容の検閲、確認および第三者への開示を行い、またはお客様による共有文書の共有を停止し、共有文書を弊社サービスのサーバーより削除する場合があります。
  - (1) お客様または公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合。
  - (2) 法令に基づく開示請求があった場合。
  - (3) お客様の共有文書が公序良俗に反する場合または第三者の権利を侵害している場合。
  - (4) お客様の共有文書が詐欺等の犯罪に結びつく場合。
  - (5) お客様の行為が本製品の使用許諾契約書第2条第2項各号に定める禁止事項に該当する場合。
  - (6) 前各号に該当するおそれがあると弊社が判断した場合。
7. お客様が購入される製品によって、「開発ツール」が提供される場合があります。「開発ツール」では、お客様は、お客様による特定の用途に合わせて「GEMBA Note for Business」で使用することができるフォームやデータ活用をする機能をパッケージ化し、提供することができます。お客様は、「開発ツール」により作成したパッケージを、お客様自身の責任において利用、提供、運用および管理するものとします。
10. 「GEMBA Note for Business」では、「GEMBA Note for Business」の改善のため、お客様

が「GEMBA Note for Business」の操作したログ情報を収集し、弊社指定のサーバーへ送信しています。なお、かかる情報収集はお客様の個人情報を収集するものではありません。弊社はかかる情報を「GEMBA Note for Business」を改善する目的でのみ使用するものとします。

8. 弊社は、共有文書の種類（ファイル形式等）、アクセス状況、付加情報、容量・個数等の統計的な情報を、個人を特定しない形で取得し、「GEMBA Note for Business」の改善や向上のために用いることがあります。

#### 「GEMBA Note for Business オプション製品」ご使用条件

お客様は、お客様が購入済みのそれぞれの「GEMBA Note for Business オプション製品」におけるライセンス数を上限として、「GEMBA Note for Business」を使用することができます。特定の個人にライセンスが割り当てられる「GEMBA Note for Business オプション製品」については、「GEMBA Note for Business」が導入（インストール）されているコンピュータにおいてのみ使用することができますが、「GEMBA Note for Business」が導入（インストール）されていないコンピュータにおいて「GEMBA Note for Business オプション製品」を使用することはできません。

以上